

日吉津村海浜運動公園管理運営業務の
指定管理者選定に係る審査講評

令和7年12月16日

日吉津村海浜運動公園管理運営業務に係る
事業者選定委員会

日吉津村（以下「村」という。）は日吉津村海浜運動公園管理運営業務（以下「本事業」という。）を実施する指定管理者を透明性及び公正性をもって選定するため、日吉津村海浜運動公園管理運営業務に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置しました。選定委員会は、本事業に関して、令和7年11月10日に公表した日吉津村海浜運動公園管理運営業務に係る指定管理者を選定するための評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、提案内容等の審査を行いましたので、審査結果及び審査講評をここに報告します。

令和7年12月16日

日吉津村海浜運動公園管理運営業務に係る事業者選定委員会
委員長 青山 高志

第1章 選定委員会

1 委員の構成

村は、日吉津村海浜運動公園管理運営業務に係る指定管理者募集要項にて、次に示す委員で構成する選定委員会を設置しました。

委員長	青山 高志	自治連合会長
副委員長	植木 真司	公益社団法人 鳥取県観光連盟
	小川 直生	米子日吉津商工会 事務長
	坂本 裕之	鳥取県西部総合事務所県民福祉局 西部観光商工課長
	山根 淳一	鳥取県総務部 行政体制整備局 行財政改革推進課長
	土井 綾子	海浜エリア活性化検討メンバー
	小原 義人	日吉津村副村長

2 開催実績

選定委員会の開催については以下の案件について実施しました。

[11月6日実施]

- ・委員長、副委員長について
- ・本事業、募集要項、審査についての説明

また、以下の案件について、12月15日に選定委員会を開催しました。

[12月15日実施]

- ・応募者によるプレゼンテーション
- ・質疑応答
- ・最終審査による優先交渉権者の選定

3 選定委員会による審査

(1) 評価方法

選定委員会は、審査に先立ち、応募者からのプレゼンテーション及び提案内容に対する質疑応答によるヒアリングを実施しました。その上で、審査項目ごとに、各委員の合議によりS・A・B・Cの4段階で評価し、それに応じて項目ごとに決められた配点を付与しました。

【評価の方法について】

- ◎：提案が評価の視点を満たしており、かつ、その内容が優れている。
- ：提案等が評価の視点を満たしている。
- ×：評価の視点を満たしていない、または提案内容に不十分な点、不安視される点がある。

【評価について】

S 評価項目における全ての評価の視点に「◎」又は「○」がつき、かつ、「◎」の数が当該評価項目の評価の視点の総数の3分の2以上である。

ただし、評価の視点の項目が2項目以下の場合は、1つ以上の項目に「◎」がつくこととする。

- A 評価項目における全ての評価の視点に「◎」又は「○」が付き、「◎」の数が当該評価項目の評価の視点の総数の3分の2未満である。
- B 全ての項目に「○」がつく（「◎」はない。）。
- C 「×」の項目がある。

※指定管理者候補団体の最低基準点は、評価基準の評価の得点（選考委員の平均得点）が70点以上とする。ただし、各選定委員の評価項目に1つでも「C」の評価がある場合は、選定委員会で協議し、総合得点にかかわらず候補者として選定することができないと判断した場合は、候補者とししない。

(2) 評価結果

審査結果は、以下に示すとおりです。

- ・応募申請事業者：1社

I 管理運營業務、事業計画について

		評価の視点		評価	得点
1	管理運営に関する基本的な考え方	・施設の設置目的に合った運営方針、事業内容になっているか。	○	B	4点
		・施設管理手法と維持管理体制が明確であり、安全で安定的な施設管理の提案がなされているか。	○		
		・施設の立地、村の状況を活かすようなコンセプトや実施内容が提案されているか。	○		
2	サービス向上に関する考え方	・サービスの向上策と施設の有効活用について具体的な取組みが提案されているか。	○	C	0点
		・利用者増加に係る提案・工夫がされているか。	○		
		・自主事業の企画について、サービスの向上、地域資源の活用、村民との連携等を実現させるために具体的な提案がされているか。	×		
		・環境への配慮、維持管理、衛生管理について提案がされているか。	○		
		・施設の利用に関し、公平性を維持する考え方や方策をもっているか。	○		
3	利用者ニーズの把握と地域連携	・利用者ニーズを積極的に把握し、管理運營業務に反映していく仕組みが提案されているか。	○	C	0点
		・地域住民とのコミュニケーションから、地域から求められる施設となるための提案がなされているか。	×		
		・利用者の満足度を高めるような具体的な提案がなされているか。	○		
4	広報、情報発信	・施設（ビジターセンター）を活用した地域のPR施策が提案されているか。	○	B	4点
		・施設のPR、利用者獲得等のための具体的な広報戦略・情報発信手法が提案されているか。	○		
		・村民、事業者と連携し、施設の周知を広げるような施策が提案されているか。	○		
5	事業計画について	・施設運営に係る年間事業計画は適切か。	○	B	4点
		・計画されている事業の内容が施設の設置目的や村の施策に合致しているか。	○		
		・計画されている事業の内容が実現可能なものであるか。	○		
		・計画されている事業の内容が利用者のニーズに合致しているか。	○		

6	管理運営体制について	・施設の管理運営を行うにあたり、適切な人員配置がなされているか。	×	C	0点
		・利用者への対応や要望、苦情等の受け付け、施設の巡視点検・維持管理等が十分に実施できる体制になっているか。	○		
		・人員配置が勤務者の休暇、休憩等の取得が困難な体制になっていないか。	○		
7	収支計画	・収入の見込は適切か。	○	B	4点
		・質の高い利用者サービスと利用者の満足度を確保したうえで、経費の削減が図られているか。	○		
		・経費の算出根拠が明確かつ妥当であるか。	○		
		・施設管理に係る経費と事業実施に係る経費の割合が妥当か。	○		
計			16点		

II 管理を行う能力

		評価の視点		評価	得点
8	申請団体の経営状況	・団体の経営状況は安定しているか。	×	C	0点
9	施設の安全管理、緊急時の体制	・災害、事故、盗難等の発生時に迅速な対応ができる組織体制となっているか。	○	B	4点
		・利用者の安全を確保することができる計画となっているか。	○		
		・緊急時における連絡体制や村への通報体制が示されているか。	○		
10	申請団体の実績	・過去に施設管理、事業の実施など同様な業務に関する実績があるか。	◎	S	8点
11	個人情報保護への対応	・個人情報保護法、個人情報保護条例及び情報公開条例等、個人情報保護及び情報公開に関する関係法令を理解しているか。	○	B	2点
		・個人情報の保護について、必要な対応が示されているか。	○		
		・情報公開について、対応方針が示されているか。	○		
計			14点		

合計	30点
----	-----

4 審査結果

合計点について指定管理者候補者団体の最低基準点（70点以上）を満たしていないため、指定管理者候補団体として選定しない。

5 指定管理者候補団体の概要

指定管理者候補団体の該当なし。